自転車事故と補償対策

主査 江澤 雅彦(早稲田大学教授)

自転車は、道路交通法上「(軽)車両」とされているが、自動車と比べると、その加害性や危険性はこれまであまり問題視されなかった。軽量でスピードもあまり出ないこと、安価でかつ、免許を持たずに誰もが乗ることができるという「身近さ」故のことと思われる。

ところが近年、マスコミ等で自転車加害事故の危険性が指摘され、事実、対歩行者や自転車相互間事故は増加しており、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合も増加傾向にある。自転車事故の原因として自転車に交通法規違反の場合が多いことから、警察庁も取締強化・安全確保のための制度整備に踏み出している(自転車の車道通行原則の徹底化、自動車専用の走行空間の整備等)。

自転車事故の補償対策については、これまでわれわれのプロジェクトで取り上げてきた 自動車事故に関するものとの異同を確認していく過程でその問題点が浮き彫りとなった。 たとえば、「自転車事故による賠償義務は、自動車事故より軽いか」、あるいは「算定 される損害は自動車事故より低額か」といった疑問については、個々の事故態様を検討す ることによって結論が出されるという現状の下、自転車による事故ということのみで、一 般的な「軽さ、低額さ」とはなっていないことが確認された。

他方、自動車事故の場合との相違として、①自賠責保険のような強制保険が存在せず、また自賠法でいう「運行供用者」概念が存在しないため、補償が運転者の賠償資力にのみ依存することとなる、②自動車のように公表された過失相殺基準がないため、示談も成立しにくい、③後遺障害の事前認定機関が存在しないことにより、裁判で医学的な論争となることも少なくない、といった課題があることが分かった。